

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石川県知事

公表日

令和3年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(以下「法」という)に基づき、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法第30条に関する事務 ⑦法施行規則第3条に基づく届出に関する事務 ⑧前各号に掲げるもののほか、法第4条に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条の2 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部少子化対策監室子育て支援課
②所属長の役職名	健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部 少子化対策監室子育て支援課 家庭福祉グループ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長 森田 典子	健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(以下「法」という)に基づき、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法施行規則第3条に基づく届出に関する事務	児童扶養手当法(以下「法」という)に基づき、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法第30条に関する事務 ⑦法施行規則第3条に基づく届出に関する事務 ⑧前各号に掲げるもののほか、法第4条に関する事務	事後	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第29条	事後	主務省令の追加記載指導に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10,12,19,26,35,36,44,59条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	主務省令の追加記載指導に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10,12,19,26,35,36,44,59条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	誤記修正
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式改正による
令和2年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条 	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条の2 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条 	事後	誤記修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条の2 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条 	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10の3,12,19,35,36,44,59条の2 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条 	事前	9月1日施行の番号法の改正に伴う修正